

健康保険任意継続について

任意継続の制度は、会社を退職して健康保険の被保険者の資格を喪失した時に、一定の条件のもとに個人の希望により被保険者になることができる制度です。加入される際は、以下の事項について必ずご確認ください。

1.任意継続被保険者となるための要件

- (1)資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。
- (2)資格喪失日から「20日以内」に申請すること。(20日目が休日の場合は翌営業日まで)

2.申請に必要なもの

- 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

3.任意継続被保険者の被保険者期間

- 任意継続被保険者となってから最長2年間

4.任意継続被保険者の資格喪失

- 次のいずれかに該当する時は、被保険者の資格を喪失しますので、被保険者証または資格確認書を速やかに返却して下さい。
 - ①任意継続被保険者となった日から2年を経過した時。
 - ②保険料を納付期日までに納付しなかった時。(納付期限の翌日が資格喪失日になります。)
 - ③就職して、被保険者資格を取得した時。⇒『資格喪失申出書』を提出して下さい。
 - ④被保険者が死亡した時。
 - ⑤後期高齢者医療制度の被保険者等となった時。
 - ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た時。(=申出が受理された日の属する月の末日が到来した時。
例:3月15日申し出をした場合、喪失日は4月1日)⇒『任意継続被保険者に係る任意の資格喪失の申出書』を提出して下さい。*申し出た月は末日まで保険証または資格確認書を使えます。

5.任意継続被保険者の保険料

- (1)保険料の納付期日と納付方法
 - 月初めに当組合より送付する『納付金額のお知らせ』をご確認の上、その月の10日(10日が土・日曜日又は祝祭日の場合は翌営業日)までに下記の振込先に金融機関窓口・ATM・インターネットバンク等により納付して下さい。『納付金額のお知らせ』が届かない又は紛失したという場合は、早急に健康保険組合へご連絡下さい。
- (2)保険料の額
 - 下記の①か②のいずれか少ない額に保険料率(40歳から64歳までの方は介護保険第2号被保険者に該当しますので、介護保険料率を含んだ料率)を乗じて算出します。
 - ①資格喪失時の標準報酬月額
 - ②前年(1~3月までの標準報酬月額については前々年)の9月30日における当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額による標準報酬月額(令和7年度は32万円、令和8年度は34万円)
 - ※保険料率は改定されることがあります。
 - ※保険料は全額自己負担となります。
 - 前月から引き続き任意継続被保険者だった方が、任意継続被保険者の資格を喪失した場合は、その月の保険料は発生しません。ただし、任意継続被保険者になった月に、その資格を喪失しても保険料は発生し納付して頂きます。

保険料振込先(恐れ入りますが振込手数料はご負担願います)				
七十七銀行(0125)	卸町支店(209)	普通	口座番号	9034111
口座名義	センダイオロシショウケンコウホケンクミアイ リジチョウ ホシアイ クニオ 仙台卸商健康保険組合 理事長 星合 邦生			
お願い	振込人の欄へ納付書上部に記載のある番号(9001の右に記載の4桁の数字)と被保険者名を入れてください。(例:2950 若林健一) ※初回は被保険者名のみ入れてください。			

6.その他

任意継続被保険者の保険給付

- 在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を原則として受けることができます。
- 傷病手当金及び出産手当金につきましては、任意継続被保険者になられたことにより、支給額が変わることがあります。
- 資格喪失の時点で受給要件を満たしていない場合には、支給されませんのでご注意ください。
- 老齢厚生年金などの老齢退職年金給付を受けられるときの傷病手当金は、老齢退職年金給付の額が傷病手当金の額を下回る場合に限り、その差額が傷病手当金として支給されます。障害厚生年金・手当金を受けられる人も同様に調整されます。

氏名や住所に変更があったとき

- 被保険者・被扶養者の氏名や住所に変更があったときは、健康保険組合に届出が必要となります。

被扶養者に異動があったとき

- 被扶養者を外すときは、健康保険被扶養者（異動）届に必要な事項を記入のうえ、該当の方の被保険者証または資格確認書を添えて健康保険組合へ提出してください。

被保険者資格を喪失したとき

- すみやかに被保険者証または資格確認書を返却してください。資格喪失日以後は使用できません。資格喪失後に受診した分は、医療費を全額返納することになります。

領収証書の保管

- 保険料を納付した際に発行される領収証書は、確定申告時に必要となりますので、紛失されないよう大切に保管してください。（領収証書の再発行はできません。）

健診の受診の補助等について

- 契約健診機関で受診される場合と契約健診機関以外で受診される場合は手続きが異なります。受診される際はお手数ですが、当組合へご連絡下さい。

任意継続被保険者資格喪失後の医療保険の加入について

- 任意継続被保険者となってから2年間を経過した等により任意継続被保険者資格を喪失した後は、いずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。
- 健康保険の被保険者となる場合……勤務先の事業主が手続きを行います。
- 家族の被扶養者となる場合……家族が加入する健康保険の保険者に事業主を経由して手続きをします。
- 国民健康保険の被保険者となる場合……お住まいの市区町村国民健康保険担当窓口において手続きをします。

自動車事故などで医療機関を受診したとき

- 健康保険で治療を受けられますが、かならず「第三者の行為による傷病届」を健康保険組合に提出してください。

仙台卸商健康保険組合

〒984-0015 宮城県仙台市若林区卸町2丁目9-5

電話 022-235-5896 FAX022-782-2320